



2017年6月29日

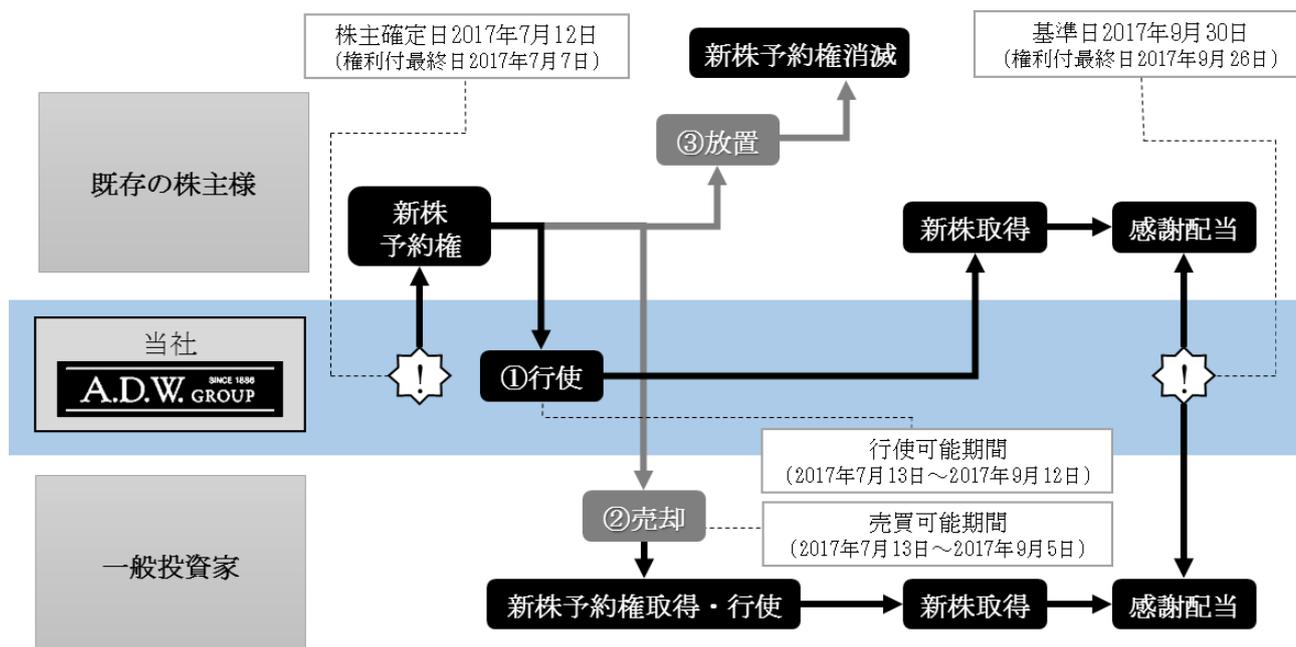
各位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス  
 代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫  
 (コード番号：3250 東証第一部)  
 問合せ先 常務取締役 CFO 細谷 佳津年  
 電話番号 03-4500-4208

## ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）の実施及び感謝配当（中間配当）の実施方針の定時株主総会における承認に関するお知らせ

本日開催の第91期定時株主総会において、第4号議案「ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）による第20回新株予約権発行の件」及び第5号議案「感謝配当（中間配当）実施方針承認の件」について、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

### 1. ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）及び感謝配当に関する日程



※ 2017年9月30日時点での全株主が、新株予約権行使の有無にかかわらず「感謝配当」(1株1.65円)の対象となります。

2017年7月12日時点の株主名簿に記載されている株主様に対し、保有株式数に応じ、1株につき1個の新株予約権が2017年7月13日付で無償で付与されます。それに対し、以下①又は②の選択肢がございます。

- ① 2017年9月12日までに新株予約権を行使し、39円で当社株式1株を新たに取得する。
- ② 2017年9月5日までに、新株予約権を売却する。

※ 付与された新株予約権を放置し、新株予約権の行使も売却もしない場合には、9月12日経過後、新株予約権は自動的に失権（消滅）しますので、ご注意ください。

## 2. ノンコミットメント型ライツ・オファリング（行使価額ノンディスカウント型）の概要

### (1) 新株予約権無償割当ての方法

2017年7月12日（水）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社エー・ディー・ワークス第20回新株予約権（本新株予約権）を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の名称	株式会社エー・ディー・ワークス 第20回新株予約権
本新株予約権の割当ての方法	会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2017年7月12日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
本新株予約権の総数	223,136,600 個 ※株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数である。上記の数は、2017年6月29日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいる。本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みのストックオプションが行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日時点の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式を除く。）が増加した場合には、本新株予約権無償割当てにより発行される本新株予約権の総数は増加する。
本新株予約権の割当てによる潜在株式数	223,136,600 株 ※本新株予約権無償割当てによる潜在株式以外の潜在株式数5,060,500株。なお、第18回新株予約権（潜在株式数3,230,000株）については、行使条件を満たさなくなったことにより、2017年6月29日付で消滅しており、第19回新株予約権（潜在株式数44,700,000株）については、2017年6月29日開催の取締役会において、当社による取得が行われることを条件として、全ての未行使分について、同日付で消却することを決議しているため、これらは上記潜在株式数に含んでいない。
本新株予約権無償割当ての効力発生日	2017年7月13日
本新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個あたりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。 ※本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みのストックオプション等が行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式を除く。）が増加した場合には、本新株予約権の無償割当てにより発行される本新株予約権の総数及

	び当該新株予約権の目的となる株式の総数は増加する。
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権 1 個あたり 39 円、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの財産の価額は 39 円（取締役会における発行決議日である 2017 年 4 月 25 日の前営業日の終値と同額）とする。「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいう。 ※本株主総会開催日（2017 年 6 月 29 日）の前営業日の終値が 39 円を下回った場合は、行使価額を株主総会前日終値とする旨、2017 年 4 月 25 日の取締役会決議にて定めていたが、株主総会前日株価が 39 円を上回ったため、行使価額は 39 円となった。
本新株予約権の行使期間	2017 年 7 月 13 日から 2017 年 9 月 12 日まで
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
本新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
本新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
本新株予約権の取得事由	本新株予約権の取得事由は定めない。
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
本新株予約権の行使請求の方法	①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 ②直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。 ③本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
外国居住株主による本新株予約権の行使について	①米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。 なお、「米国居住株主」とは、1933 年米国証券法 (U. S. Securities

	<p>Act of 1933) ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味する。</p> <p>②当社は、本新株予約権の募集について、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。</p> <p>外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要する。</p>
振替機関	株式会社証券保管振替機構
その他	<p>① 上記の各項目については、第 91 期定時株主総会における新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。</p> <p>②当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる当社普通株式を新規に発行した上で交付する。</p> <p>③本書及び 2017 年 4 月 25 日（火）付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（その後の訂正を含みます。）（URL：<a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a>）を熟読した上で、株主又は投資家自身の責任において投資判断を行うこと。</p> <p>④各項目に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。</p>

### 3. 感謝配当（中間配当）の実施方針の内容

	配当方針	直近の配当予想 (2017年5月11日公表)	2017年3月期実績
基準日	2017年9月30日	2017年9月30日	2017年3月31日
1株あたり配当金	1.65円	1.65円	0.55円
配当金総額	未定	—	122千円
効力発生日	2017年12月1日	—	2017年6月30日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

※ 本日現在、基準日（2017年9月30日）の株主数が未定であるため、配当金総額は未定としております。

以上